

伊藤マンション管理士事務所通信

2020年（令和2年）3月25日
第00071号（隔月発行）

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所
住所：神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710
電話：042-851-5056
URL：<https://www.ito-mankan.com/>

ヨンの通の斜余

面中の高校 がと求めてい

崩落が生死問題

建設工事に 及ぼす20年 の影響

難しいと思う」と話している。濱田卓弁護士も理事長が「具体的な危険性を認識していなかったのに何もしなければ業務上過失致死になる。ただ民事よりも過失の程度が高く要求されるので刑事責任を問うのは難しいだろう」とする。

民事では民法717条の土地の工事に適用する場合は0・3%と比べ、返済期間10年との金利差は0・08%と小さい。返済期間延伸の背景には長期修繕計画に計上されない工事項目への対応がある。

住宅金融支援機構

構は耐震改修や機械式駐車場の解体、といった工事は「現在の生活様式や社会環境の変化に適合さるための『改良』」という点もあり、長期修繕計画で周期的な工事として計画されていない例が多く目られる」と指摘する。これらの工事は費用も多額になりがちで「特に修繕積立金が不足することが懸念される」(機構)。このため「改良」という観点からピックアップした七つの工事のいずれかを含む工事を実施する場合に限り最も返済期間を10年から20年に見直した。(マンシヨン管理新聞 12号)

改正法案が国会提出

法案の概要

・マンション管理適正化法

①国による基本方針の策定

- マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定

②市区（町村部は都道府県）によるマンション管理適正化の推進

- 基本方針に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画（「マンション管理適正化推進計画」）を策定（任意）
 - 管理の適正化のために、必要に応じて、管理組合に対して指導・助言等を実施
 - マンション管理適正化推進計画を策定した場合に、管理組合が作成する個々のマンションの管理計画を認定

③重説義務等の一部免除

- 認定を受けたマンション管理組合管理者に対する重要事項説明について管理者の同意があれば書面交付のみで重説が可能
 - 管理組合の同意があった場合、一部書面交付の電子化が可能に

・マンション建替え円滑化法

① 除却の必要性に係る認定対象の拡充

- 除却の必要性に係る認定対象に、現行の耐震性不足に加え、外壁の剥落等により危害を生ずる恐れがあるマンション、バリアフリー性能が確保されていないマンション等を追加

② 固地における敷地分割制度の創設

- 要除却認定を受けた老朽化マンションを含む団地において、敷地共有者の4／5以上の同意によりマンション敷地の分割を可能とする制度を創設

マンション管理適正化法・マンション建替え閣議決定され同日付で国会に提出された。各市・化の推進を図るための計画策定を促す「マンション建設する。計画を策定した地区では「管理計画認は各自マンションの「管理計画」を作成でき、「県知事等の認定を受けられるようとする。マンで20年。地方自治体にマンション管理に対する、マンション管理施策は大きな節目を迎える。

マンション管理
適正化法・建替え円
滑化法の主な改正
点を表に示した。
法改正の最大の
目的は「老朽化対
応」だ。適正化法で建替え
は地方自治体にマン
シヨン管理への積極
的な関与を促し、い
わゆる「管理不全」
の予防・改善を図る。
げる

え円滑化法の改正法案が2月28日、区や都道府県にマンション管理適正化制度を創設する「要」が決して敷地の売買一区に進める狙いがある。△

重説は自治体から管理計画の認定を受けた管理組合の管理者（理事長）について、管理側が希望しない場合は書面交付だけ

これがあるハリアーリー基準に達していない、などの要素を加える。いずれも国が基準を作成する。(マンション等理新聞1131号)

合への助言・指導も盛り込んだ。管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは管理組合理事長らの管理者に指針に即した勧告もできるようにならなかった。マンション管理業関係では重要な事項説明・書面交付について変更を加えられた。

円滑化法の「除却認定」は従来の耐震性不足に、火災に対する安全性、外壁外装材が落下し因辺に危害を生ずる恐れがあるものの、配管設給・排水など配管設備が損傷するなど衛生上有害な恐れがある。重説書の契約時に作成・配布する書面は、管理組合側の承諾があわれば電子ファイルなどに置き換えることができる。

各自作成・申請が
「適正化計画」策定の自治体に
管理組合が

本官理計画認定制度を創設